

新旧対照表

現 行

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 法第56条の2第1項の規定により条例で指定する同項に規定する対象区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに同項の規定により法別表第4(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域	法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号
法別表第4(い)欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	10分の5、10分の6及び10分の8の区域 10分の10の区域 10分の15及び10分の20の区域
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の区域 10分の20の区域 10分の30の区域
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域 10分の30の区域
近隣商業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域
準工業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域
用途地域の指定のない区域	10分の5、10分の8、10分の10及び10分の20の区域

2 法第56条の2第1項の規定により法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから条例で指定するものは、法第52条第1項第8号の規定により定められた建築物の容積率(以下この項において「容積率」という。)が10分の5及び10分の8の区域内にあっては同欄の四の項イとし、容積率が10分の10及び10分の20の区域内にあっては同項ロとする。

3 法第56条の2第1項の規定により法別表第4(は)欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。
(既存の建築物に対する制限の緩和)

第27条の8 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第1号において同じ。)の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び第27条の10において「増築等」という。)をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築(当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。)又は改築については、工事の着手が基準時(法第3条第2項の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。)以後である増築又は改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないこと。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全て

2・3 (略)

改正後

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 法第56条の2第1項の規定により条例で指定する同項に規定する対象区域(以下「対象区域」という。)は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに同項の規定により法別表第4(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域	法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号
法別表第4(い)欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	10分の5、10分の6及び10分の8の区域 10分の10の区域 10分の15及び10分の20の区域
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の区域 10分の20の区域 10分の30の区域
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域 10分の30の区域
近隣商業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域
準工業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域
用途地域の指定のない区域	10分の5、10分の8、10分の10及び10分の20の区域

2 法第2条第33号に規定する地区計画等の区域(法第68条の2第1項に規定する地区整備計画等が定められている区域に限る。)その他これに準ずる土地利用に関する計画が定められた区域(以下「地区計画等の区域等」という。)のうち土地利用の状況等を勘案して知事が指定する区域は、前項の規定にかかわらず、対象区域から除くものとする。

3 知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。

4 市町長は、知事に対し、当該市町の区域内の地区計画等の区域等のうち対象区域から除くことが適当であると認める区域について、第2項の指定をすることを申し出ることができる。

5 法第56条の2第1項の規定により法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから条例で指定するものは、法第52条第1項第8号の規定により定められた建築物の容積率(以下この項において「容積率」という。)が10分の5及び10分の8の区域内にあっては同欄の四の項イとし、容積率が10分の10及び10分の20の区域内にあっては同項ロとする。

6 法第56条の2第1項の規定により法別表第4(は)欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。
(既存の建築物に対する制限の緩和)

第27条の8 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第1号において同じ。)の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び第27条の11において「増築等」という。)をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

(1) 増築(当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。)又は改築については、工事の着手が基準時(法第3条第2項の規定により第15条、第17条の2、第24条又は第25条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。)以後である増築又は改築に係る部分の床面積の合計が50平方メートルを超えないこと。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全て

2・3 (略)